

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成28年3月3日(2016.3.3)

【公表番号】特表2015-513328(P2015-513328A)

【公表日】平成27年5月7日(2015.5.7)

【年通号数】公開・登録公報2015-030

【出願番号】特願2014-552390(P2014-552390)

【国際特許分類】

G 0 2 B	1/04	(2006.01)
C 0 8 L	83/10	(2006.01)
C 0 8 G	77/44	(2006.01)
B 2 9 C	43/18	(2006.01)
B 2 9 C	43/34	(2006.01)
G 0 2 B	1/10	(2015.01)
H 0 5 B	33/04	(2006.01)
H 0 1 L	51/50	(2006.01)
B 2 9 K	83/00	(2006.01)

【F I】

G 0 2 B	1/04	
C 0 8 L	83/10	
C 0 8 G	77/44	
B 2 9 C	43/18	
B 2 9 C	43/34	
G 0 2 B	1/10	Z
H 0 5 B	33/04	
H 0 5 B	33/14	A
B 2 9 K	83:00	

【手続補正書】

【提出日】平成28年1月8日(2016.1.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

光学物品を形成する方法であって、

固体であり、かつ室温を超えるガラス転移温度を有するシリコーン組成物を、表面に適用することと、

前記シリコーン組成物が流動するように前記ガラス転移温度以上の温度に前記シリコーン組成物を加熱することと、を含み、

前記シリコーン組成物が、前記加熱後の冷却時に光透過性シートを形成する、方法。

【請求項2】

前記表面が光学デバイスの光学面である、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記シリコーン組成物が、ペレット、回転楕円体、リボン、シート、立方体、粉末、フィルム、フレーク、又はシートである、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記シリコーン組成物がシートであり、前記シートが主表面を有し、前記光学面に対して前記シートを配置することが、前記光学面に対して前記シートの前記主表面を配置することを含む、請求項3に記載の方法。

【請求項5】

鋳型内に前記光学デバイス及び前記シリコーン組成物の少なくとも一部を配置することを更に含む、請求項2に記載の方法。

【請求項6】

前記シリコーン組成物を適用することが、前記光学デバイスが前記鋳型内に配置された後、前記光学デバイスの前記光学面に対して前記シリコーン組成物を配置することを含む、請求項5に記載の方法。

【請求項7】

前記シリコーン組成物が、前記表面と剥離ライナーとの間に位置付けられる、請求項6に記載の方法。

【請求項8】

縮合反応を介して前記シリコーン組成物を硬化させることを更に含む、請求項1~7のいずれか一項に記載の方法。

【請求項9】

前記硬化が、前記シリコーン組成物の前記ガラス転移温度よりも高い温度で行われる、請求項8に記載の方法。

【請求項10】

前記シリコーン組成物が、少なくとも20,000g/molの重量平均分子量を有するオルガノシロキサンブロックコポリマーを含み、かつ

各々が、直鎖状プロック当たり平均で10~400個のジシロキシ単位[R¹₂SiO₂/₂]を有する直鎖状プロックの中に配置された、式[R¹₂SiO₂/₂]の40~90モルパーセントのジシロキシ単位と、

各々が、少なくとも500g/molの重量平均分子量を有する、非直鎖状プロックの中に配置された式[R₂SiO₃/₂]の10~60モルパーセントのトリシロキシ単位と、

0.5~25モルパーセントのシラノール基[SiOH]とを含み、

式中R¹が、独立して、C₁~C₃のヒドロカルビルであり、R²が、独立して、C₁~C₂のヒドロカルビルであり、

非直鎖状プロックの少なくとも30重量パーセントが、別の非直鎖状プロックに架橋され、ナノドメインに凝集され、

各直鎖状プロックが少なくとも1つの非直鎖状プロックに連結される、請求項1~9のいずれか一項に記載の方法。

【請求項11】

前記ジシロキシ単位が式[(CH₃)(C₆H₅)SiO₂/₂]を有する、請求項10に記載の方法。

【請求項12】

前記オルガノシロキサンブロックコポリマーが、少なくとも30重量パーセントのジシロキシ単位を含む、請求項10又は11に記載の方法。

【請求項13】

R²がフェニルである、請求項10~12のいずれか一項に記載の方法。

【請求項14】

前記光透過性シートが、単層である、請求項1~13のいずれか一項に記載の方法。

【請求項15】

各々独立して請求項1~14のいずれか一項に記載の方法により形成された第1及び第2の光透過性シートを備える複合物品であって、前記第1の光透過性シートが、前記複合物品の第1の最外層であり、前記第2の光透過性シートが、前記複合物品の第2の最外層である、複合物品。